

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する 協定式を開催します

宮城県は、一般社団法人日本カーシェアリング協会と災害時における被災者の移動手段の確保に関する協定を締結することとし、下記のとおり協定締結式を行いますのでお知らせいたします。

記

1 日時・場所

令和4年6月10日（金） 午前11時00分～11時20分
宮城県行政庁舎4階 庁議室

2 出席者

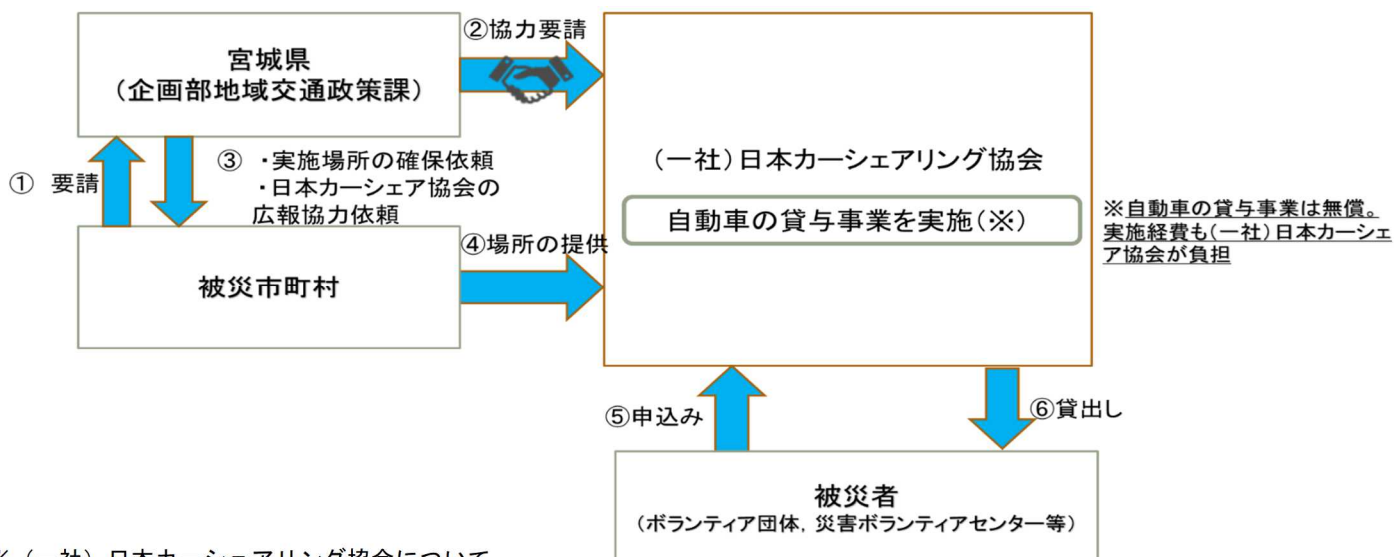
（一社）日本カーシェアリング協会代表理事 吉澤 武彦
宮城県企画部長 千葉 章

3 協定概要

災害が発生した場合の被災者等への円滑な移動手段の確保に関し、役割分担の明確化を図り、被災者等に対する支援体制を構築することが目的です。

本協定の締結により、被災者の方々に無償で自動車の貸与を行うことが可能となります。

<参考 協定スキーム図>



※（一社）日本カーシェアリング協会について

- ・設立 平成23年4月（九州支部は令和2年6月に設立）
- ・所在地 石巻本部、九州支部（佐賀県武雄市）
- ・活動概要 東日本大震災後、県内外において、全国からの寄付による車を活用し、地域づくりを目的としたカーシェアリング事業を実施しているほか、災害時において無償で被災者へ車の貸出等を行っている団体である。

これまで、熊本地震や令和元年東日本台風等の災害時に全国各地で災害支援を実施しており、都道府県との協定については、令和3年2月に熊本県、平成31年1月に岡山県と締結している。